

基本目標2 気軽に相談できる体制づくりを推進する							
1 包括的な支援体制の充実							
(1) 総合的な相談支援体制の充実							
<p>○多様化・専門化する 相談内容に対応するためのあらゆる相談体制の強化や、ワンストップで相談に対応できる体制を検討し、包括的な支援体制の構築につなげます。</p> <p>○関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。</p>							
(2) 地域における身近な相談支援体制の充実							
<p>○社会福祉協議会が実施する相談事業や民生委員・児童委員の相談活動など、地域における相談支援活動を支援し、生活課題やニーズの把握と適切なサービス利用へつなげる仕組みづくりを進めます。</p> <p>○専門機関と連携し、地域住民が抱える生活課題やニーズに応じた適切な相談支援や福祉サービスにつなげます。</p>							
(3) 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化							
<p>○様々な相談の中から、支援を必要としている方の早期発見、早期対応を図るため、広報・啓発事業や関係機関との連携推進等、体制整備を図ります。</p>							
No.	担当課	令和5年度の実績状況	課題及び今後の取り組み	令和6年度の実績状況	評価	今後の方向性	課題及び今後の取り組み
19	子ども家庭課→おやこ支援課	●子ども家庭総合支援拠点の充実	子ども家庭支援員の確保	家庭支援員として、正職保健師が1名増員された。	B=目標を概ね達成している	拡充	係の職員は3名のため、緊急時に2件以上の訪問が重なるなど対応できない恐れがある。また、相談案件に心理的虐待や、発達の遅れ等への対応が必要なケースが増えてきているが、心理に係る有資格者がいないため、児童支援係での助言指導が行えていない。心理士や精神保健福祉士等の有資格者の配置を要望していく。
20	社会福祉課	●生活困窮者の相談、支援体制の整備 ・生活困窮相談の中で、必要な人について生活保護の進達を行うほか、社協の貸付金等各種支援を紹介した。 R5年度相談件数:277件(内進達件数:88件) ・生活困窮相談の中で、必要な人に対しハローワークの就労支援や県の家計改善事業を紹介した。 R5年度利用者数:23名(就労支援17名、家計改善6名)	●生活困窮者の相談、支援体制の整備 引き続き関係機関と連携しながら、相談者に対応していく。	●生活困窮者の相談、支援体制の整備 ・生活困窮相談において、支援が必要と判断した方に対し、生活保護の申請手続きを案内し、関係機関へ進達を行ったほか、ハローワークの就労支援や県の家計改善事業等を案内し、適切な支援へとつなげた。また、必要に応じ社協の貸付金等各種支援を案内した。 R6年度相談件数:285件(内進達件数:71件) ・生活困窮相談の中で、必要な人に対しハローワークの就労支援や県の家計改善事業を紹介した。 R6年度利用者数:26名(就労支援22名、家計改善4名)	B=目標を概ね達成している	継続	●生活困窮者の相談、支援体制の整備 引き続き関係機関と連携しながら、相談者に対応していく。
21	社会福祉協議会	◇貸付事業 特例貸付借受人に対するフォローアップ事業を実施する。令和4年度までの借入対象者に償還免除、猶予申請等を実施。 ◇生活困窮世帯への食料品の提供 高額寄付による子ども食堂支援。 共同募金事業による低所得世帯支援事業として生活困窮世帯への食糧支援を実施。 ・心配ごと相談・弁護士相談実施 ・地域包括支援センターにおける総合相談実施	◇貸付事業 借受者本人との連絡が取れないことが多く、生活状況の把握が難しいケースもあり、今後、継続的な相談対応を希望する方をどのように把握していくかが課題。 ・令和7年1月:総合(再貸付)償還開始 ※すべての資金種類が償還開始となる。	◇貸付事業 特例貸付借受人に対するフォローアップ事業として、利用後の経過を確認するための案内を発送。 対象者:償還免除者、6回以上未償還の者 発送後、架電による状況確認。 償還滞りにつき、非課税世帯、生活保護者、障害等級1級の場合は償還免除に。その他、延滞、遅延の者は償還猶予、少額返済につなげる。 ◇生活困窮世帯への食料品の提供 高額寄付による子ども食堂支援。 共同募金事業による低所得世帯支援事業として生活困窮世帯への食糧支援を実施。 ・心配ごと相談(109件)・弁護士相談(34件)を実施。 ・地域包括支援センターにおける総合相談実施。	B=目標を概ね達成している	継続	◇貸付事業 特例貸付借受人に対するフォローアップ事業において、連絡が取れない世帯に対して、携帯電話、固定電話、SMS等あらゆる通信手段を使っての連絡。その他借受人世帯の生活再建に向けて取り組むため、関係機関(茨城県社会福祉協議会、町社協、町社会福祉課、県南県民センター他)との連携を強化する。 町小口貸付資金において、滞納の累積化や長期化が進行している現状を分析し、適切な対応策を検討する。その中で償還滞り者への状況確認としての案内、自宅訪問による償還指導を強化。滞納整理の効率化を図るため、関係機関との連携を強化する。 ・心配ごと相談から各機関窓口への迅速、的確な案内。 ・地域包括支援センターでは、多方面にわたり複合的な問題を抱える相談者にも多職種連携が図れるよう相談体制を構築していく。
22	子育て支援センター	相談業務の実施 ・電話63件 ・来所12件 ・訪問0件 ・育児講座での個別相談36件(歯科17件、健康6件、栄養13件)	引き続き、相談業務は、子育て中の保護者が気軽に相談できる機関として阿見町ホームページや情報紙等でPRし、随時対応している。また、必要に応じて関係機関の窓口へつなげることができるよう、今後さらに連携を深めていく。	相談業務の実施 ・電話36件 ・来所3件 ・訪問0件 ・育児講座での個別相談46件(歯科27件、健康6件、栄養13件)	B=目標を概ね達成している	継続	引き続き、子育て中の保護者が身近な相談機関として利用できるよう阿見町ホームページやメール・LINE配信を活用し、情報紙等でPRしながら随時対応していく。また、必要に応じて関係機関の窓口へつなげることができるよう、今後さらに連携を深めていく。
23	健康づくり課→おやこ支援課(R7~)	・妊娠届、妊産婦転入時の保健師・助産師による面談実施 実370人 ・妊娠後期には支援レターの送付や電話訪問を行い、出産に向けた支援を実施。 ・産後ケア事業 利用者延77人 ・赤ちゃん訪問(新生児~生後4か月を目安に実施) 実336人 ・要支援者訪問 実30人 ・支援が必要な妊産婦や子育て家庭には、子ども家庭課と連携しながら各機関との調整を図り、支援を実施。 ・電話相談 延576件	妊娠期から子育て期における支援やサービスを充実し、継続して実施する。予防接種スケジュールや健康記録など母子の健康管理機能、子育てに役立つ情報を発信できる子育て支援アプリを導入する。 引き続き関係機関と連携しながら多様化する相談に対応していく。	・妊娠届、妊産婦転入時の保健師・助産師による面談実施 実370人 ・妊娠後期には支援レターの送付や電話訪問を行い、出産に向けた支援を実施。 ・産後ケア事業 利用者延77人 ・赤ちゃん訪問(新生児~生後4か月を目安に実施) 実318人 ・要支援者訪問 実18人 ・支援が必要な妊産婦や子育て家庭には、子ども家庭課と連携しながら各機関との調整を図り、支援を実施。 ・子育て支援アプリの運用を行い、健康管理に役立つ情報や子育てイベント・月齢等に沿った内容の手続き案内等を配信	A=目標を達成している	拡充	子育て支援アプリを活用して町からの情報発信の充実を図る。 引き続き関係機関と連携しながら多様化する相談に対応していく。

基本目標2
気軽に相談できる体制づくりを推進する

2. 保健・福祉サービスの充実

(1) 情報提供の充実

○利用者が主体的にサービスを選ぶことができるよう、介護保険制度や障害福祉サービス、また子育て支援などの分野別パンフレットやホームページ等を作成し、わかりやすい情報提供に努めます。
○高齢者や障害者、外国籍の人など、情報入手に困難さを抱える人に配慮した情報提供に努めます。

(2) 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実

○関係機関とも連携しながら、相談窓口や研修会の場合など、様々な機会を通じた情報提供に努めます。

(3) 健康で活気のある地域づくり

○「健康あみ5つのあいことば」を活用し、地域に向向いて健康教育を行うなど生涯を通じた健康づくりや介護予防に対する町民の意識の啓発と取り組みを推進します。
○年代に応じた保健事業を展開し、生涯を通じた健康づくりや介護予防に対する町民の意識の啓発と取り組みを推進します。

No.	担当課	令和5年度の取組状況	課題及び今後の取り組み	令和6年度の取組状況	評価	今後の方向性	課題及び今後の取り組み
24	健康づくり課	健康意識向上のために健康づくりの5つの項目「健康あみ5つのあいことば」について、乳幼児健診でチラシを配布。 また、つるかめ教室1地区(1回)、健康教室3地区(3回)、総合健診(26回)で講話を行った。 運動普及推進員によるつるかめ教室(介護予防)を開催し、保健師による健康講話・相談を各団体年1～2回実施した。	健康意識向上のために健康づくりの5つの項目「健康あみ5つのあいことば」の普及啓発を行う。 運動普及推進員によるつるかめ教室(介護予防)を開催し、保健師による健康講話・相談を各団体年2～3回実施する。	健康意識向上のために健康づくりの5つの項目「健康あみ5つのあいことば」について、乳幼児健診でチラシを配布。婦人科健診にて講話を実施。総合健診時にはあいことばのDVDの上映を行った。 また、つるかめ教室(9地区)、ふれあい地区館(1地区)、地区の敬老会(1地区)で講話を行った。 運動普及推進員によるつるかめ教室(介護予防)を開催し、保健師による健康講話・相談を各団体年2～3回実施した。 フレイル予防について広報あみにて啓発。また、県立医療大学病院・各公民館等高齢部会に協力を得てフレイル予防教室を開催(9回)、保健師・栄養士による出前講座を実施(5回)、シルバーリハビリ体操教室にて保健師・栄養士による講話を実施(22回)。	A=目標を達成している	継続	健康意識向上のために健康づくりの5つの項目「健康あみ5つのあいことば」の普及啓発を行う。 運動普及推進員によるつるかめ教室(介護予防)を開催し、保健師による健康講話・相談を各団体年2～3回実施する。 フレイル予防についての普及啓発及びフレイル予防教室や講座を実施する。高齢福祉課、シルバーリハビリ体操指導士会と連携して、シルバーリハビリ体操教室においてフレイル予防に関する講話を実施します。
25	高齢福祉課	●町広報紙、ホームページ、窓口配布物・あみメールを用いて、高齢者に関する情報を発信しました。 ●介護予防事業 ・転倒・認知症予防教室(全12回)(県立医療大学連携事業):2クール実施 ・転倒・認知症予防教室 お届け講座(県立医療大学連携事業):7地区で実施。お届け講座の中で転倒・認知症予防だけでなく、口腔ケアに関する講話も行いました。 ・シルバーリハビリ体操教室(町主催教室):中央公民館 第1・3水曜日、第2・4火曜日 まほろば 毎週金曜日	●町広報紙、ホームページ、窓口配布物・あみメールを用いて、高齢者に必要な情報提供を行います。 ●引き続き、転倒・認知症予防教室及びお届け講座を開催し、高齢者に対する介護予防の知識の普及を図ります。 健康づくり課、シルバーリハビリ体操指導士会と連携して、シルバーリハビリ体操教室においてフレイル予防に関する健康講話の実施を支援します。	●町広報紙、ホームページ、窓口配布物・あみメールを用いて、高齢者に関する情報を発信しました。 ●介護予防事業 ・転倒・認知症予防教室(全12回)(県立医療大学連携事業):1クール実施 ・健康筋力アップ教室(全10回)(県立医療大学連携事業):1クール実施 ・転倒・認知症予防教室 お届け講座(県立医療大学連携事業):3地区で実施 ・シルバーリハビリ体操教室(町主催教室):中央公民館(中央公民館閉館期間は、吉原交流センターで実施) 第1・3水曜日、第2・4火曜日 まほろば 毎週金曜日	B=目標を概ね達成している	継続	●町広報紙、ホームページ、窓口配布物・あみメールを用いて、高齢者に必要な情報提供を行います。 ●茨城県立医療大学と連携して、介護予防を目的とした教室を開催し、高齢者に対する介護予防の知識の普及を図ります。 健康づくり課、シルバーリハビリ体操指導士会と連携して、シルバーリハビリ体操教室においてフレイル予防に関する健康講話の実施を支援します。
26	社会福祉協議会	・地域包括支援センターを受託し、高齢者の相談、支援を実施。 ・介護教室、介護者交流会を実施。		・高齢者本人の他、ご家族からも介護の相談を受けている。 ・介護教室や交流会を定期的に開催し、介護者が孤立しない体制づくりにも努めている。	A=目標を達成している	継続	・相談の中で各種制度へつなぐ必要がある方について関係機関との連携を強化していく。
27	社会福祉課	●町広報紙、ホームページ、窓口配布物等を用いて、障害福祉サービスに関する情報を発信しました。 ●特別支援学校卒業予定者及びその家族に対して、就労系の障害福祉サービスの手続等についての説明会を開催しました。	●現在の窓口配布物では情報が限られているため、障害福祉サービスについてのパンフレットを新たに作成し、利用予定者により分かりやすい情報提供を行います。 ●特別支援学校から説明会開催の要請があれば、随時受け付けます。	●町広報紙、ホームページ、窓口配布物等を用いて、障害福祉サービスに関する情報を発信しました。また、障害福祉に関する情報を検索しやすいよう、ホームページレイアウトの変更を行いました。 ●次年度の特別支援学校卒業生に対し、福祉相談会を実施しました。	B=目標を概ね達成している	継続	●障害福祉サービスのパンフレットをより見やすいものとなるよう、見直しを検討します。 ●今後も特別支援学校の要請により、卒業生の進路に関する相談会を実施します。

基本目標2 気軽に相談できる体制づくりを推進する							
3 権利擁護の推進【阿見町成年後見制度利用促進基本計画】							
(1) 権利擁護や成年後見制度の周知啓発と利用促進							
<p>○権利擁護や成年後見制度について広く周知を行うとともに、相談窓口を設置し事業を推進します。また、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の周知に努め、判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、支援を行います。</p> <p>○認知症高齢者や障害のある人の「親亡き後」のことを考え、地域包括支援センター、関係機関等と連携し、成年後見サポートセンターを設置し、成年後見制度の利用促進に努めます。</p>							
(2) 中核機関の設置 運営							
<p>○制度の普及啓発 や相談支援、制度利用支援機能を備えた 成年後見サポートセンター を設置し、特に支援が必要な人の権利が損なわれないよう支援を行います。</p> <p>○権利擁護支援の地域連携ネットワークを目的とした、全体のコーディネートを行う中核機関の整備を推進します。中核機関の運営は町が成年後見サポートセンター に一部業務委託を行い、協働して行います。また、成年後見サポートセンター の総合相談業務、権利擁護業務の機能を十分に活かし、成年後見制度に関する相談窓口の機能を担い、関係機関との連携を図ることで制度利用が必要な人をいち早く把握し、成年後見制度の適切な利用を促進します。</p> <p>○中核機関は、地域連携 ネットワーク内での司令塔としての機能、協議会を運営する事務局としての機能、チーム支援の進行管理を行う機能を持つことで、成年後見制度の適切な利用を促進します。</p>							
(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり							
<p>○住民及び地域とともに、民間団体、家庭裁判所、社会福祉協議会、行政等が一体的に連携・協力し、制度を必要とする人に対し、制度利用につなげるための体制づくりを行う必要があります。このため、チーム(本人の支援を行う親族、福祉・医療・保健・介護、地域の関係者と後見人等)、チームを支援する協議会、中核機関、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者等により、権利擁護支援のネットワークを構築します。</p> <p>○チームへの適切なバックアップや、関係機関との連携強化のため、協議会を設置します。</p> <p>○成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人を育成するための基盤整備 も含めた法人後見の実施を検討します。</p>							
No.	担当課	令和5年度の実績状況	課題及び今後の取り組み	令和6年度の実績状況	評価	今後の方向性	課題及び今後の取り組み
28	社会福祉課	・成年後見センター設置について、関係機関と協議を行った。	成年後見センター設置に向け、関係各課と連携し事業を推進する。	令和7年度の開設に向け、高齢福祉課及び社会福祉協議会と協議を重ねた。	B=目標を概ね達成している	継続	成年後見センターの利用促進のため、制度及びセンターの周知に努める。
29	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の利用支援事業 ●成年後見首長申立(高齢者)2件 ●高齢者虐待への対応 ●虐待防止ネットワーク運営協議会:1回 ●高齢者虐待について広報誌掲載 ●早期発見のためのチェックリストのHP掲載 ●高齢者虐待通報票受理時の現況確認:随時 	<p>国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、中核機関の設置に向けて関係課と連携します。</p> <p>認知症高齢者の成年後見制度の適切な利用を支援します。</p> <p>虐待の早期発見に向けた情報発信と、地域包括支援センター、民生委員児童委員や区長などと地域連携を継続していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の利用支援事業 ●成年後見首長申立(高齢者)2件 ●高齢者虐待への対応 ●虐待防止ネットワーク運営協議会:1回 ●高齢者虐待について広報誌掲載 ●早期発見のためのチェックリストのHP掲載 ●高齢者虐待通報票受理時の現況確認:随時 	B=目標を概ね達成している	継続	令和7年度から成年後見サポートセンターが稼働するため、円滑な運営ができるよう、関係機関と連携します。認知症高齢者の成年後見制度の適切な利用を支援します。虐待の早期発見に向けた情報発信と、地域包括支援センター、民生委員児童委員や区長などと地域連携を継続していきます。
30	社会福祉協議会	・地域包括支援センターにて、総合相談事業及び権利擁護事業を実施。 ・日常生活自立支援事業の実施。		・地域包括支援センターにて、総合相談事業及び権利擁護事業を実施。 ・日常生活自立支援事業の実施。	A=目標を達成している	継続	・地域包括支援センターでは引き続き、総合相談事業及び権利擁護事業を実施。

基本目標2
気軽に相談できる体制づくりを推進する

4 地域福祉のネットワークづくり

(1) 民生委員児童委員活動の支援

- 民生委員・児童委員の活動を広報紙やホームページ等で周知し、地域への理解促進を図ります。
- 民生委員・児童委員に対して必要な情報の提供や、研修の充実に努め、その活動が円滑に行われるように支援を行います。

(2) 社会福祉協議会との連携強化

- 社会福祉協議会は、町全体の福祉意識の高揚を図り、活発な地域福祉活動を工夫し図ります。
- 阿見町社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づき、関係機関や団体などとの連携を図り、地域福祉を推進していきます。

(3) 多様な活動をつなぐネットワークづくり

- 地域には、行政区や自治会といった地域組織と、ボランティア団体やNPO 法人などといった組織があり、民生委員・児童委員も含め、これらの連携を図ります。
- 地域組織とNPO 法人などといった組織の交流促進を図ります。
- 要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関との情報を共有し、適切な連携体制を図っていきます。

No.	担当課	令和5年度の取組状況	課題及び今後の取り組み	令和6年度の取組状況	評価	今後の方向性	課題及び今後の取り組み
31	子ども家庭課→ おやこ支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策事業 町要保護児童対策地域協議会:1回 実務者会議:2回 ケース会議:14回 児童相談所、幼稚園・保育所、学校、警察等、要保護児童に係る機関と対応を協議する会議を随時、開催し、決定した方針を基に保護支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年から引き続き、各関係機関と連携して要保護児童の対応を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策事業 町要保護児童対策地域協議会:1回 実務者会議:2回 ケース会議:11回 要保護・要支援児童にかかるケースについて、町だけでなく、外部機関(児童相談所、幼稚園・保育所、学校、警察、保健所等)と対応を協議する会議を随時、開催し、取りまとめた方針を基に保護支援を実施している。 	A=目標を達成している	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数の増加に伴い、外部機関と個別ケースについて協議する回数が増えているため、情報連携を強化すべく、実務者会議の回数を増やす。 また、要対協登録児童が所属する学校等に、対象児童の出席状況や日々の状況確認を依頼し、定期的に報告してもらう体制を整える。
32	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> R6年度から実施する新規事業について、民生委員・児童委員、区長会に対して説明を行いました。 日常生活支援協議会を開催しました。第2層協議体において、地域課題について話し合いの場を年4回設けました。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題への対策について検討し、具体的な取り組みにつなげることを目指して、第2層協議体の活動を継続的に進めるように支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援協議会を開催しました。第2層協議体において、地域課題について話し合いの場を年4回設けました。 	A=目標を達成している	継続	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題への対策について検討し、具体的な取り組みにつなげることを目指して、第2層協議体の活動を継続的に進めるように支援します。
33	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第4次阿見町社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づき、町地域福祉計画と連動しながら地域福祉活動を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容の見直しを行い、各課と連携して、地域ニーズに応じた取り組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 第4次阿見町社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づき、町地域福祉計画と連動しながら地域福祉活動を推進。 	A=目標を達成している	継続	<ul style="list-style-type: none"> 町地域福祉計画に第5次阿見町社会福祉協議会地域福祉活動計画(R8年度-R12年度)を策定予定。事業内容の見直しを行い、地域ニーズに応じた取り組みを進めるとともに、収支バランスが悪化している事業の対策に取り組み、持続可能で自律した組織運営に努める。